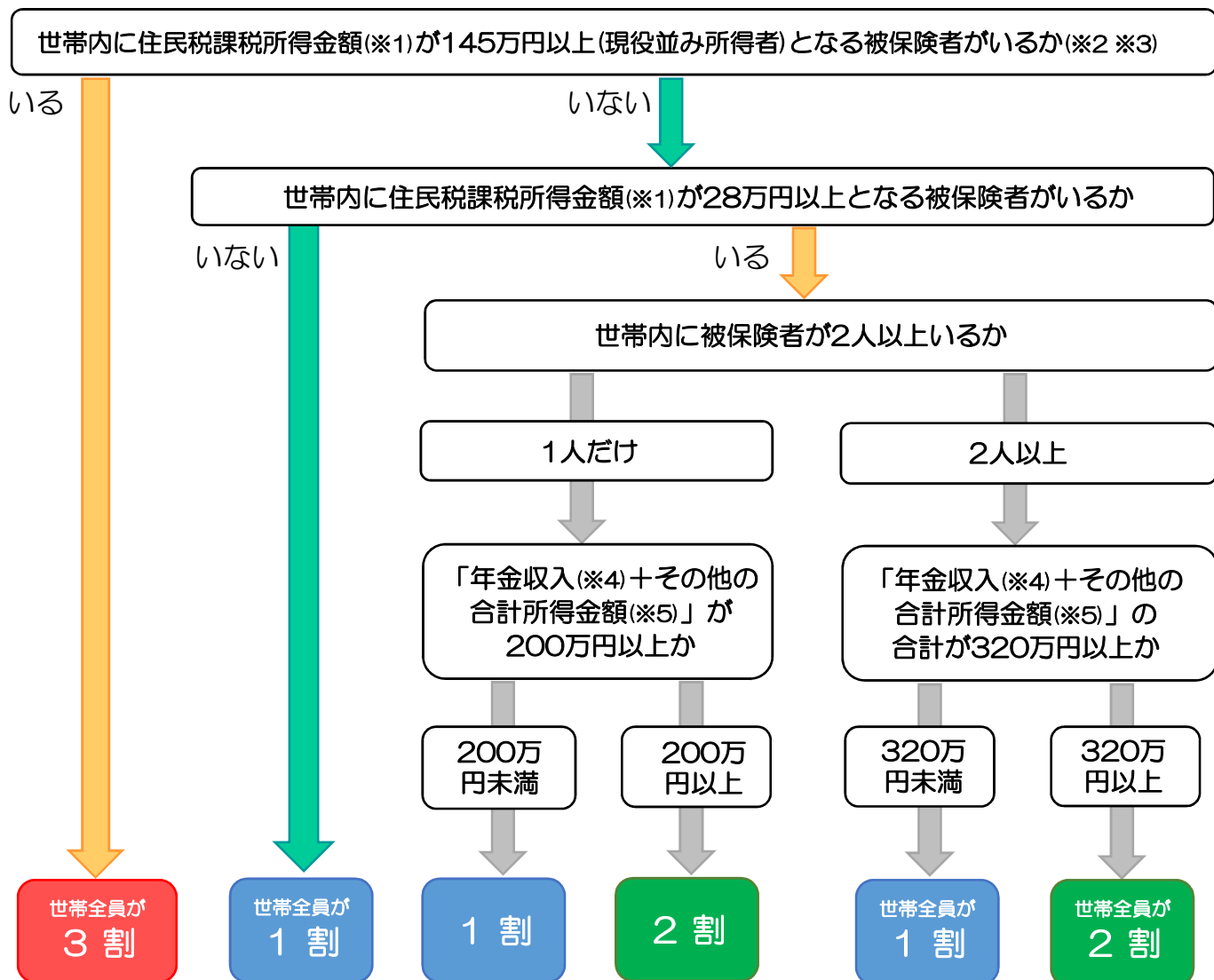


## ● 医療費の窓口負担割合判定チャート（令和4年10月1日から）

前年1月1日から12月31日の住民税課税所得金額(※1)や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



※1 「課税所得金額」とは、「課税標準額」（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、住民税課税所得金額が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、住民税課税所得金額が145万円以上であっても、住民税の収入判定により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

- 後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合  
⇒383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満）
- 後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合  
⇒収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。